

財務省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成十八年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成十八年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	トン
二	一八トン
三	一二トン
四	四六、五八三トン
五	一、六八五トン
六	八三九トン

二二	二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七
四四、六一四トン	一、一一八トン	一、三三二トン	一七、八六二トン	一一九、五三三トン	四八、四六七トン	六、六二二トン	八三、八八トン	一、五八、九九トン	五、六九四、四七五トン	一一三、七四二トン	一、五五七トン	一、五五六トン	五四、三五八トン	六・六九トン	・一七トン

二九	一、六七四トン
二八	一六八トン
二七	一九、五四四トン
二六	六、二三五トン
二五	トン
二四	二四トン
二三	一、五九二トン
二二	三一二トン